

大東市立四条中学校 部活動に係る活動方針

1. 部活動の目的

部活動は、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、単に知識・技術・競技力を向上させるだけでなく、多様な活動・経験を通して、人間的な成長をめざすことを目的とする。

2. 運営について

- (1) 年間の活動計画並びに毎月の活動計画を作成し、計画的な活動を行うとともに保護者にも提示し、理解と協力を求める。
- (2) 部活動指導者は顧問を含む複数で担当し、過度の負担が生じないようにする。

3. 休養日及び活動時間の設定について

- (1) 休養日は週 2 日以上設定する。
- (2) 週当たり平日は少なくとも 1 日、土曜日及び日曜日のうち少なくとも 1 日を休養日とすることを基本とする。対外試合等で困難な場合にあっても、学校全体で部活動を行わない日（定期考査期間等）を含め、部ごとに年間 104 日以上設定する。
- (3) 1 日の活動時間は、平日では 2 時間程度、学校の休業日は 3 時間程度し、できるだけ短時間に合理的かつ効率的な活動を行う。
- (4) 学校の休業日に練習試合や大会等で 3 時間以上の活動となる場合は、その後に休養日を設けるなど、学校生活に支障のないように配慮する。

4. 指導について

- (1) 部活動の指導にあたって、体罰はいかなる理由があっても、決して許されるものではない。また、威圧的な言動等による指導によって、生徒の自発性を損なうことの無いように考慮して指導にあたること。
- (2) 適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促す。

5. その他

- (1) 事故の未然防止のため、施設・設備の点検を定期的に行うことを基本とする。
- (2) 無理のない安全な活動メニューを心がけ、自主的に行うことを基本とする。
- (3) 大会参加や練習試合等については、日程等を十分に考慮し、過度な負担とならないようにする。
- (4) 「熱中症警戒アラート」や暑さ指数(WBGT)を確認し、行動のめやすとし、事故防止対策を講じる。